

町田市告示第 1 7 9 号

町田市市税条例（昭和 3 6 年 1 2 月町田市条例第 2 3 号。以下「条例」という。）第 6 条の 2 第 1 項（災害等による期限の延長）の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限を次のように延長することについて、条例第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

2 0 2 6 年 8 月 2 1 日

町田市長 稲 垣 康 治

市税の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が、次の表に掲げる地域にある者に係る申告等に関する期限で、その期限が 2 0 2 6 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

揭示期限：9月4日